

令和2年度第2回札幌方面北警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和2年11月13日（金） 午後1時55分から午後3時10分まで

2 開催場所

札幌方面北警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 8人（定員12人）

会 長	大槻 弘孝
副 会 長	對馬 美智子
副 会 長	大糺 繁子
委 員	武田 幸、渥美 建治、松儀 倫也、山崎 一、清水 一仁

(2) 警察署員 9人

署 長	蒔苗 敏之
副 署 長	浜崎 隆則
会 計 官	松本 章浩
刑事・生活安全官	山森 泰克
地域官兼地域課長	佐々木 健
花川南交番所長	酒田 忠
交 通 官	吉成 真吾
警 備 課 長	上野 健太郎
警 務 官	鈴木 祐市（庶務担当）

4 会長挨拶

本年度第2回目の協議会となります。

本協議会は我々市民の意見を直接警察に届ける貴重な機会でありますので、委員の皆様方は、警察行政がなお一層良いものとなるよう、それぞれの立場で忌憚のない意見を積極的に出してもらい、地域の安全・安心に少しでも寄与していただきたい。

5 署長挨拶

本日、協議会を開催するにあたり、このコロナ禍での開催の是非について悩みました。

昨年度は、管内で殺人事件が発生し、本年も3月には新型コロナウイルス感染防止のため、急遽予定していた協議会の開催を中止したことにより、昨年度は一度しか開催できませんでした。

今回は、ご覧のように三密防止と換気等の対策を十分にとった上で、会長と協議して開催することにしました。

各委員の方がお持ちになっている警察への意見、要望、疑問などを、遠慮なくお聞かせいただき、それらを通じて、北警察署の活動を、より良いものにしていければと考えております。

6 前回の要望・意見に対する警察の措置状況

(1) 要望・意見内容

町内会として事件などが発生した場合、町内会の取組として、被害防止対策などを実施しているが、住民の方に身近な問題との危機感をもってもらうために「交番と町内会の連盟の啓発警戒ビラ」などを配付する活動をしたいが、協力が得られるか。

(2) 警察の措置状況

各交番・駐在所では、これまでも、地域情報発信活動として、毎月発行のミニ広報誌と、緊急を要し住民に広く知らせる必要がある犯罪・事故等の発生に際しての速報の作成配布を行っております。

特に交番・駐在所速報は、犯罪や事故の抑止、被害の未然防止、関連情報等の収集という速報効果が期待できる事案について、迅速に作成して地域安全情報として、連合町内会等の御協力を頂いて配布しております。

この度、ご要望のあった住民に危機感を持ってもらう目的での、「交番と町内会の連名ビラ」の作成配布活動と、警察の情報発信活動とは趣旨・目的が合致する部分もありますことから、今回太平交番が窓口となって、「地域住民と連動したタイムリーな速報等の発出体制の確立」を目的として取組みました。

ビラの内容に関しては、関係者のプライバシーの保護、捜査に関する事項などの事前点検を個別に実施する必要がありますので、町内会で啓発ビラを作成して交番に持参して頂き、速やかに内容を本署で確認・検討し、結果を早期に町内会担当者等へ打返しすることで、タイムリーなビラ配布を可能としました。

7 議題

- (1) 北警察署管内における交通死亡事故の発生状況並びに死亡事故抑止対策
- (2) 持続可能な交通安全施設等の整備の在り方について
- (3) 速度取締指針説明

8 質疑応答

委員： 二輪車での死亡事故が多いが、コロナ禍で公共交通機関の使用を控えたため、二輪車の事故が多かったということではないのか。

回答： そのような要素はあるかもしれませんが、根拠となるものではありません。

委員： 当別町青山地区で、二輪車による死亡事故が多いが道路の構造上に問題があるのか。

また、事故防止に向けて警察署ではどのような対応をとっているのか。

回答： 道路の構造的な問題はありません。

警察署では、パトカーでの取締りを行っているほか、交通機動隊に白バイの派遣を要請するなどして、見せる警戒を強化するなどの対策に努めています。

委員： 北警察署の管内でこれほど交通死亡事故が多いとは思わなかった。

町内会で交通部門の役職を担当しているが、コロナ禍で交通安全運動が抑制されていることも事故が多い要因ではないのか。

回答： 明確な根拠はありませんが、影響はあるかもしれません。

委員： あおり運転についてお聞きしたい。

実際に、「あおられた」というような通報はそんなにあるものか。

回答： 通報はかなり多くあります。

実際、当署では警察署として全道で初めて、「妨害運転」により被疑者1名を検挙しております。

委員： 特殊詐欺についてお聞きしたい。

つい最近のことですが、これだけ携帯電話が普及している現在、公衆電話ボックスそのものが少ない中で、背広姿の若い男性が公衆電話ボックスに入り、電話を掛けているのを見て、すごく不審に感じた。

特殊詐欺の犯人が、公衆電話を使って電話をかけることはないのか。

回答： 現時点では、特殊詐欺の被疑者は携帯電話を使用していることが多く、公衆電話の使用は把握しておりません。

委員： 北警察署管内では、特殊詐欺の被害が多く出ているようですが、どのような被害防止対策をとっているのか。

回答： 被害防止に向け、ほくとくん防犯メールでの広報や、前回の協議会でも説明したように、管内の住民に被害防止に向けたチラシの配布を実施しました。

また、予兆電話があった際は、庁内放送をかけ、私服、制服に限らず、署員を電話があった地域に向かわせ、不審人物に対する職務質問を徹底したり、

車載マイクを使用した広報を行って住民に注意喚起しています。

また、車載マイクによる注意喚起・広報をもっと効果的にするため、予兆電話があった地区に入ったパトカーが、数秒間サイレンを鳴らすことで、住民の意識を引いてから、マイクでの広報を実施しよう考えているところです。

委員： それは、非常に良い取組だと思います。

ですが、それを実施するのであれば、事前に連合町内会等に周知しておいた方が、住民も驚かずに冷静に対応できると思います。

回答： 分かりました。

9 懲戒処分に関する報告

10 次回の開催予定

令和3年2月下旬頃を予定